

(配布先)  
支店長・副支店長  
施工担当部署長・建設所長  
副部長・副所長・統括工事長  
安全長・安全主任  
工事長・工事主任  
関西支店取引業者災害防止協議会

事務連絡(2024-47)  
令和6年12月23日

関西支店 安全環境部長

### クレーン作業における災害防止について(指示)

昨日、他支店新築工事作業所において、500 tクローラークレーンによる本作業を終了し、無線機を返却するために空の電工袋を地上から底盤部(約 50m下)に吊り降ろす際、フック(重量 950 kg)が底盤部で玉掛け合図を行っていた作業員に接触し、左上腕及びあばら骨を骨折するという、一歩間違えば死亡災害につながるおそれのある重篤な災害が発生しました。

なぜフックが作業員に接触したかについては、被災者へのヒアリングができていないため不明ですが、クレーンオペレーターによると、吊荷を下す合図はあったものの停止の合図はなく、フックが接触した際に被災者が発したと思われる声で揚重作業を停止したとのことでした。

つきましては、同種災害の再発防止のため、下記事項を周知徹底するよう指示します。

#### 記

1. クレーン作業の玉掛け合図は、フックの真下で行わないこと
2. クレーン作業の玉掛け合図中は、吊荷やフックから目を離さないこと
3. 玉掛け合図者が1名の場合は、回転灯やブザー等を使用して注意を促すこと

※この事務連絡は、示達本(安環安)24-16(令和6年12月20日)安全環境本部発行に基づき作成しました。

以上